

埼玉県総合リハビリテーションセンターだより

<今号の内容>

- 一緒に“スポーツ”始めませんか?.....1
- 「VRリハビリテーション機器」が導入されました...2
- 「アルツハイマー病治療外来」始めました.....3
- 相談部のご紹介.....4



発行： 埼玉県総合リハビリテーションセンター
〒362-8567 埼玉県上尾市西貝塚 148-1
TEL 048-781-2222

一緒に“スポーツ”始めませんか？

センターには厚生労働大臣認定「健康増進施設」があります。障害のある方専用の運動施設です。冷暖房完備の体育館と温水プール（夏季）で快適に運動ができます。体育館はバスケットボールコート一面の広さがあり、安心して使えるトレーニングマシンが充実しています。プールは25m6レーンあり、リフターやスロープも完備しています。

専門のスタッフが一人ひとりにあった運動をサポート！様々な障害の方が、健康のため、体づくりのために、トレーニングしています。



健康増進施設
ホームページ



卓球を楽しむTさん

Tさんの声（パーキンソン病）

広い空間で体を動かせるのが気持ちいいです。スタッフの方が相手をしてくれるバドミントンや卓球が楽しくて、大好きです。他の利用者さんと一緒にみんなで行うスポーツイベントも楽しいです。

Gさんの声（脊髄損傷）

何もしないとついつい閉じこもりがちになるけど、僕には「ここに、行こう！」と目的がある！毎週、楽しみにして来ています。運動不足になりがちだけど、ここでは皆さんと楽しく体を動かせるのがいいね。



トレッドミルで
トレーニング中のGさん

利用相談や見学は、随時行っています。C棟 体育館 へお越しいただくか電話でお問合せください。

あたたかく過ごしやすい季節になりました。一緒にスポーツしませんか？



「VRリハビリテーション機器」が導入されました

Virtual Reality (VR) を使用したリハビリテーションが開始されました。主にパーキンソン病などの神経難病や脳卒中などの患者様への使用を開始しています。VRの効果としては、これまで歩行能力やバランス能力の改善に効果があると報告されています。

VRを用いることの利点としては、ゲーム性に富んでいるため、①「楽しく、モチベーションを維持して実施できる」ことや、②「難易度の調整が容易であり、患者様の状態にあった課題を実施できる」ことにあります。また、導入された機器は、椅子に座って実施するため、転倒の危険性がなく、安心して実施でき、歩行が難しい方も使用することができるため幅広い患者様に適応可能です。

仮想現実：VRとは？

専用のゴーグルで視界を覆うことで、360°の映像を映すことができ、実際にその空間にいるような感覚（没入感）を得られる技術です。

ヒトの感覚器官に働きかけ、現実ではありませんが、実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出しています。最近ではエンターテイメントからビジネスまで幅広く使用されています。



【VR実施場面の一例】

ディスプレイを被ると次ページ右上の図にある画面が360°表示されます。



【使用機器】

- 左；コントローラー
- 右；ヘッドマウントディスプレイ

【ゲーム画面の一例】

- 左；水平ゲーム
- 右；果物ゲーム

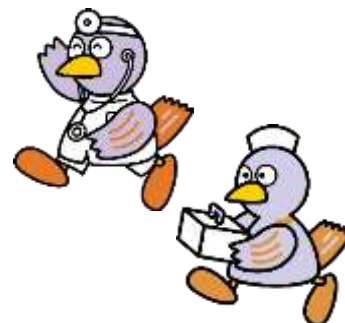
「アルツハイマー病治療外来」始めました

令和6年2月1日から、アルツハイマーの認知症の方を対象に、原因物質（脳内アミロイドβ）の除去により認知機能の低下を緩やかにする治療薬（シカネマブ）による治療を開始しました。

●**対象者**：アルツハイマー型認知症で、軽度認知機能障害あるいは軽度の認知症の方

※次に該当する方は、診察の結果、投与対象外と判定される場合があります

- ・食事を食べたことを忘れてしまう
- ・TVのリモコンや掃除機など、できていた家電製品の操作ができなくなった
- ・日付、特に年や年号が分からない、今の季節が分からない
- ・自分で服を着ることができない
- ・尿・便を失禁する（泌尿器科疾患は除く）



●**治療内容**

- ・初診外来で、シカネマブ適応を確認する検査を実施（認知機能検査、MRI検査を実施）
- ・さらに詳細に調べるため、精査入院で、アルツハイマー病の原因物質（脳内アミロイドβ）を確認する検査を実施
- ・検査の結果、適応と判定された方を対象に、原則2週間ごとにシカネマブを投与

●**診療日**：毎週 木曜日 午前（要予約）

●**お問合せ先**

TEL 048-781-2222

詳細につきましては、右の二次元コードから
当センターホームページにアクセスしてください



“アルツハイマー病治療外来受診希望”とお伝えください。

相談部のご紹介

相談部では、知的障害者更生相談所・身体障害者更生相談所の運営、療育手帳・身体障害者手帳の交付を行っています。

今回は、身体障害者手帳の交付について紹介します。

身体障害者手帳とは、障害の程度によって1級から6級までに区分され、知事（さいたま市、川越市、越谷市及び川口市在住の方には各市長）が交付します。県内では、令和4年度末時点で201,687人の方に交付しています。

手帳交付事務の主な流れは、まず、申請者の方は、15条指定医師の診断書を添付の上、お住いの各市町村に交付申請を行います。各市町村に申請された書類は、埼玉県総合リハビリテーションセンター



へ送付され認定の審査が行われます。認定された手帳は、各市町村の窓口を通して、申請者へ交付されます。交付された手帳は、様々な福祉制度等を利用するために必要な手帳です。

○ 手帳の交付による援護の内容の例示

種類	内容（※実施主体により異なる場合がある。）
医療の給付	・自立支援(更生)医療（心臓手術・人工透析など） ・重度心身障害者医療費助成
日常生活支援	・補装具(義足、義手、車いすなど)、日常生活用具(特殊寝台、入浴補助用具、ストーマ用具など)の給付・貸与
住宅	・県営住宅入居の優遇
手当・年金等	・障害者手当金・障害者年金の給付・支給など
税金	・所得税・住民税・相続税の障害者控除 ・自動車税・自動車取得税の減免
運賃の割引	・JR・バス・タクシー・国内航空
有料道路	・通行料金の割引
その他料金の割引等	・NHK受信料・携帯電話基本使用料など